

## 信州大学における研究活動上の不正行為に関する通報窓口の設置

信州大学では、研究活動上の不正行為を防止するため、「信州大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を制定するとともに、不正行為に関する通報を受け付ける窓口を次のとおり設置いたしましたので、お知らせします。

- ▲ 信州大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程 [PDF](#)
  - ▲ 通報用フォーマット [PDF](#)・[WORD](#)
  - ▲ 通報事案処理のフローチャート [PDF](#)
- アクロバットリーダーの入手は[こちら](#)から

### 【通報窓口】

国立大学法人信州大学内部監査室

住 所 〒390-8621 長野県松本市旭3-1-1

直 通 電 話 0263-37-3197

内 線 電 話 811-2470

ファクシミリ 0263-37-3484

電子メール [naibukansashitsu@su-oasis.jm.shinshu-u.ac.jp](mailto:naibukansashitsu@su-oasis.jm.shinshu-u.ac.jp)  
(@は全角文字になっていますのでメーラーで宛先を修正してください)

### 【受付時間】

8:30~17:15(日曜日, 土曜日, 祝日, 年末年始の休日を除く。)

### 【通報方法】

通報用フォーマットに必要事項を御記入の上, 封書, ファクシミリ, 電子メール, 電話, 面談により通報窓口にて通報願います。

### 【対象となる研究活動上の不正行為】

「捏造」, 「改ざん」, 「盗用」, 「研究費の不適切な使用」

### 【通報の対象となる者】

信州大学に雇用されているすべての者, 信州大学の施設・設備を利用して研究に携わる者及び信州大学の学生(研究生その他本学において修学する者を含む。)

### 【留意事項】

- (1) 通報された情報は, 必要な調査を行うためだけに使用し, それ以外の目的に使用したり, 公開したりすることはありません。また, 通報者は, 通報をしたことを理由として, 不利益な取扱いを受けることはありません。
- (2) 通報された情報に関し, より詳細な情報や調査への協力を求める場合があります。
- (3) 調査の結果, 悪意(被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等, 専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。)に基づく通報を行ったことが判明した場合は, 通報者の氏名の公表, 懲戒処分, 刑事告発その他必要な措置を講じることがあります。